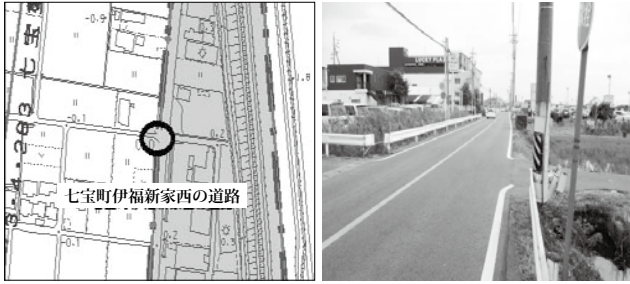


事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.41

名称 七宝町伊福新家西の道路
場所 七宝町伊福新家西

伊福の南北を縦断する道路は、交通量が近年増加しています。直線のためスピードも出やすく、歩道がないことから、歩行者や自転車の通行は大変危険です。夜に歩行、自転車で通行するときは、反射材を着用し、車に対して存在を早めに知らせるなどの工夫が必要です。車は、速度を落として歩行者保護を徹底してください。



問合せ 安全安心課

☎444・0862

防災



海部地方防災リーダー養成講座

東日本大震災をはじめとして、近年大規模な自然災害が多発し、今まで以上に地域防災力の重要性が高まっています。地域防災の中心的な役割を担う「防災リーダー」の養成講座を開催します。

日時 12月7日(土)・14日(土)

午前9時30分～午後4時30分

場所 津島市生涯学習センター 小ホール

対象者(次のすべてに該当する方)

- (1) 満15歳以上の方
- (2) あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛鳥村のいずれかの市町村に在住、または在勤もしくは在学の方
- (3) 講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員 40人程度(応募者多数の場合は抽選)

内容 一次救命処置(心肺蘇生・AED)、講義(避難所での病気予防・ストレス対策)、災害図上訓練(DIG)、自主防災組織活性化演習等

受講料 無料

申込 10月31日(木)まで窓口もしくは電話で受け付けます。

問合せ 安全安心課

☎444・0862

その他



がん検診・特定健診等実施医療機関追加のお知らせ

10月1日(火)から左記の医療機関が、がん検診・特定健診・後期高齢者健診及び特定保健指導の指定医療機関に追加されます。

がん検診・特定健診・後期高齢者健診の実施期間は10月1日(火)から31日(木)までです。特定保健指導の実施期間は10月1日(火)から令和2年3月31日(火)までです。

むらかみファミリークリニック
(大治町)

☎445・1222

※がん検診: 胃(内視鏡)・肺・大腸・前立腺

※特定健診: 後期高齢者健診・特定保健指導

●**あいち診療所おぶくろ**(弥富市)
☎0567・67・7202

※がん検診: 肺・大腸・前立腺
 ※特定健診: 後期高齢者健診

特定保健指導

問合せ 保険医療課

☎444・3168

碓目寺保健センター

☎443・0005

犬や猫の飼い方について

最近、犬や猫などのペットに関する苦情が、市に多く寄せられます。

●**散歩のときは必ずふんの後始末を**

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などにそのままになっていることがあります。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。ふんの後始末はしっかりと行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

●**猫にもしつけを**

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしつりして迷惑をかけることがあります。猫は、平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば、十分猫のストレス解消になります。また、室内飼いによって、無用な繁殖や病気、不慮の事故を防ぐことができます。

ペットは家族の大切な一員です。

人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主1人ひとりがマナーをきちんと守りましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

10月は「クリーン排水月間」・「浄化槽強調月間」です

毎年10月を「クリーン排水」及び「浄化槽強調月間」とし、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

家庭でできる生活排水対策

- ・食べ残り、飲み残しを減らしましょう。
- ・台所では、排水口の三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除きましょう。
- ・食器の汚れは、古布や新聞紙等で拭き取りましょう。
- ・使用済みの油は吸収剤や牛乳パックに入れた古新聞などに吸わせ、可燃ごみで出しましょう。
- ・洗剤は、適切な量を使用しましょう。
- ・お風呂の残り湯を洗濯に利用しましょう。

浄化槽の適正な管理

浄化槽は、微生物の働きを利用し、家庭から出る生活排水をきれいにする装置です。浄化槽を管理するすべ

法定検査を受けなければならないとされています。汚物の流出や悪臭の発生等、水質汚濁の原因とならないよう適正に管理をしましょう。

問合せ 環境衛生課

☎444・3132

路上にはみ出している樹木剪定のお願い

庭先の樹木は景観を良くし、通行する人々への憩いを与えてくれます。しかし、その樹木が繁茂し道路にはみ出してしまつと通行の妨げや視界不良による事故を引き起こす危険性があります。

このようなことを防ぐためにも、樹木の所有者で剪定を行つていただき、安全かつ快適に通行できますように適正な管理をお願いします。

問合せ 土木課

☎441・7113

消費者ホットライン188とは？

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしま

つた」などの消費者トラブルで困っていることはありませんか？

そんなときは1人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いややー)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

問合せ 産業振興課

☎441・7114

東京圏からの移住を支援します

4月1日以降に、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から市に移住し、支給要件に該当する方に、移住支援金を支給します。支給要件等は市公式ウェブサイトに、または電話でご確認ください。

問合せ 産業振興課

☎441・7114

